

【Ⅲ：昭和21年以降】

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和21 (1946)	<p>2 国語審議会会長・南 弘死去。(9日)</p> <p>3 分課規程改正。国語の調査及び整理統一と国語審議会に関することが教科書局調査課(国語調査室)の所管となる。(6日)</p> <p>3 文部省国語調査室、「送りがなのつけ方(案)」「くりかえし符号の使ひ方(案)」「くぎり符号の使ひ方(案)」「外国地名人名の書き方(案)」を発表。</p> <p>4 国語審議会総会で、「常用漢字表案」(1,295字)を審議。漢字表としての字種の多少が問題となり、審議未了。(27日)</p> <p>5 国語審議会、「常用漢字表案」(1,295字)を総会で否決し、新たに実行可能な漢字表を審議することになった。(8日)</p> <p>6 国語審議会に、漢字に関する主査委員会、かなづかいに関する主査委員会設置。</p> <p>9 国語審議会、「現代かなづかい」を総会で議決し、文部大臣に答申。また、「現代かなづかい」の議決に伴って国語研究のための大規模な基礎的調査機関の設置を要望する件を附帯決議として採択し、文部大臣に建議。(21日)</p> <p>10 憲法改正案が貴衆両院を通過、成立。憲法に用いられている漢字はすべて当用漢字表に取り入れられたが、仮名遣いは政府提出原案のまま(旧仮名遣い)。(7日)</p> <p>10 国語審議会に、国民漢字を選定するため、義務教育用漢字主査委員会設置。</p> <p>11 国語審議会、「当用漢字表」(1,850字)を総会で議決し、文部大臣に答申。(5日)</p> <p>11 「当用漢字表」「現代かなづかい」内閣告示・内閣訓令。(16日)</p> <p>11 『朝日新聞』「声」欄に、「新しい漢字表」と題して当用漢字の選定基準掲載。(24日)</p> <p>12 文部省に調査局設置。(4日)</p> <p>12 新聞が当用漢字表と現代かなづかいを採用。</p> <p>12 国語審議会に音訓整理主査委員会設置。</p> <p>12 国語調査室編「当用漢字表」「同音訓索引」「現代かなづかい」を印刷、各方面に</p>	<p>2 連合国軍最高司令部の覚書で、米国教育使節団に協力する日本教育家の委員会設置。(7日)</p> <p>3 連合国軍最高司令部の要請により、米国教育使節団来日。(5日)</p> <p>3 内閣、「憲法改正草案要綱」(文語体・漢字片仮名交じり文)を発表。(6日)</p> <p>3 米国教育使節団が連合国最高司令部に報告書(ローマ字の採用勧告その他を含む。)を提出。(31日)</p> <p>4 日本ローマ字会の有志が「ローマ字運動本部」を結成。(5日)</p> <p>4 山本有三が中心となり、国語を分かりやすくするために「国民の国語運動連盟」結成。(6日)</p> <p>4 内閣、「憲法改正草案」(漢字平仮名交じり口語体)を発表。(17日)</p> <p>4 文部省で第1回「文部省用語改良打合せ」を開催。(第2回から「官庁用語改良打合せ」に名称変更。)(17日)</p> <p>4 次官会議で「各官庁における文書の文体等に関する件」決定。漢字平仮名交じりの口語体を採用。(18日)</p> <p>4 国民学校で国定の暫定的な仮刷り国語教科書を使用。</p> <p>5 官報の用字の一部が平仮名口語体となる。</p> <p>6 「日本ローマ字会」と</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和21 (1946)	配布。	<p>「カナモジカイ」が漢字全廃に協力する共同声明を発表。(5日)</p> <p>6 ローマ字教育の実施に関する対策を協議するため，文部省でローマ字教育対策懇談会開催。(15日)</p> <p>6 次官会議で「官庁用語を平易にする標準に関する件」について申合せ。「官庁用語便覧」(仮称)を編修することとした。(17日)</p> <p>6 第90議会開院式の勅語が漢字平仮名交じりで書かれた口語体となる。(20日)</p> <p>6 昭和22年4月から小学校・中学校においてローマ字教育を実施するための準備として，文部省にローマ字教育協議会設置。(29日)</p> <p>7 文部省で第1回官庁用語便覧編修協議会開催。(後に「公文用語の手びき」編修協議会に名称変更。)(17日)</p> <p>8 総理大臣所轄で教育刷新委員会設置。(10日)</p> <p>8 「国民の国語運動連盟」が，「国語国字問題ノ解決案」を発表。(27日)</p> <p>10 総理庁・文部省共編『公文用語の手びき』発行。</p> <p>10 文部省のローマ字教育協議会が「ローマ字教育を行ふについての意見」「ローマ字教育の指針」を決定し，文部大臣に答申。(22日)</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和21 (1946)		<p>10 教育刷新委員会、昭和22年度から義務教育の期間中にローマ字教育を実施することを了承。(25日)</p> <p>11 「日本国憲法」公布。(昭和22年5月3日施行。)(3日)</p> <p>11 第91議会臨時議会議院式勅語は当用漢字・現代かなづかい使用、口語常体となる。(26日)</p> <p>12 次官会議で、「公文用語の手びき」編修協議会作成「公文用語の手びき」の実施が、「官庁の用字・用語をやさしくする件」として申合せ。(9日)</p> <p>12 内閣、次官会議申合せ事項「官庁の用字・用語をやさしくする件」を各省庁に通達。(24日)</p>
昭和22 (1947)	<p>4 分課程改正。教科書局に国語課設置。(1日)</p> <p>7 活字字体整理に関する協議会設置。(15日)</p> <p>8 安藤正次ほか5名提出の国字国語問題の研究機関設置に関する請願が第1回国会参議院に提出。</p> <p>9 国語審議会、「当用漢字別表」(881字)を総会で議決し、文部大臣に答申。(29日)</p> <p>9 国語審議会、「当用漢字音訓表」(3,122音訓)を総会で議決し、文部大臣に答申。(29日)</p> <p>10 活字字体整理に関する協議会、活字字体整理案を決定。同時に整理案を関係各方面に送付して意見聴取。(10日)</p> <p>10 活字字体整理に関する協議会、活字字体整理案を国語審議会に送付。(10日)</p> <p>11 国語審議会に、当用漢字の字体の標準を審議するため、字体整理に関する主査委員会設置。</p> <p>12 文部省にローマ字調査委員会準備会設</p>	<p>1 国民学校でローマ字教育を実施するについての「文部当局談」発表。(20日)</p> <p>2 文部省に教科用図書委員会設置。(19日)</p> <p>2 「国民学校におけるローマ字教育実施要項」が「国民学校においてローマ字教育を行うについて」として、文部次官から各地方長官・各学校長に通達。(28日)</p> <p>3 「教育基本法」「学校教育法」公布。(31日)</p> <p>4 6・3・3・4制実施。(1日)</p> <p>4 文部省編修の国定教科書の表記に、当用漢字表と現代かなづかい適用。(1日)</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和22 (1947)	<p>置。(5日)</p> <p>12 国語審議会と活字字体整理に関する協議会が連名で、活字字体整理案について官庁・銀行・新聞社・出版編集・文筆・文化関係へ質問書を送付。</p>	<p>4 新制度の小学校で第6期国定国語教科書『こくご』『国語』(みんないいこ読本)使用開始。当用漢字、現代かなづかい適用。</p> <p>4 新制度の小学校と中学校で、国語教育の一部にローマ字教育実施。</p> <p>5 「学校教育法施行規則」公布。(3月1日施行)小学校・中学校・高等学校の各教育課程が文部省の告示する学習指導要領によることになった。(23日)</p> <p>7 国定ローマ字教科書完成、配給。</p> <p>8 「国民の国語運動連盟」等、「国字国語問題の解決についての請願」を衆参両議院に提出。(1日)</p> <p>9 文部省が小学校・中学校の教科書の国定制度を廃止し、検定制度とする方針を発表。(12日)</p> <p>10 文部省で、「公文用語の手びき」の補修を目的として「公文用語改善協議会」を開催。(15日)</p> <p>11 「国民の国語運動連盟」等から出された「国字国語問題研究機関設置に関する請願」が参議院本会議で採択、政府に回付。(26日)</p> <p>12 「国民の国語運動連盟」等から出された「国語国字問題研究機関設置に関する請願」が衆議院本会議で採択、政府に回付。(9日)</p> <p>12 「改正戸籍法」公布。</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和22 (1947)		<p>第50条で、出生届に用いる子の名に常用平易な文字を用いることを義務付け。(22日)</p> <p>12 「戸籍法施行規則」公布。第60条で常用平易な文字の範囲を「当用漢字表に掲げる漢字」と「片仮名・平仮名」とした。(29日)</p>
昭和23 (1948)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ローマ字調査委員会準備会がローマ字調査委員会設置要項決定。(29日) 2 「当用漢字音訓表」内閣告示・内閣訓令。(16日) 2 「当用漢字別表」(881字)内閣告示・内閣訓令。(16日) 3 文部省編「五十音順当用漢字音訓表」刊行。付録として「現代かなづかいの要領」(内閣告示「現代かなづかい」の内容を編み直して簡単にまとめたもの)が添えられていた。(1日) 3 国語改良に関する世論調査実施。(10日) 3 「現代かなづかい書記能力に関する実態調査」実施。(15日) 4 閣議で「国語国字問題研究機関設置に関する請願」の趣旨に沿って、その実現に努めることを決定。(2日) 6 国語審議会、「当用漢字字体表」を総会で議決し、文部大臣に答申した。(1日) 6 文部省、国立国語研究所創設準備委員会を設置。 8 日本人の読み書き能力調査実施。 8 文部省、国立国語研究所創設委員会を設置。 10 ローマ字調査会規程(大臣裁定)を制定、議事規則を制定。(12日) 11 「国立国語研究所設置法案」、閣議決定を経て国会に提出。(13日) 11 「国立国語研究所設置法案」、参議院で可決成立。(21日) 11 国語審議会、中国の地名・人名の片仮名書きを審議するため、中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会を設置。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「改正戸籍法」「戸籍法施行規則」施行。これにより、出生届に記載する子の名の熟字使用を制限していた太政官布告(明治6年)廃止。(1日) 4 文部省、検定教科書審査基準を告示。(1日) 5 ローマ字教科書の入用部数の調査。(25日) 5 ローマ字教育に関する調査実施。(25日) 5 「小学校ならびに新制中学校において児童・生徒のローマ字の習得状況調査のために行う考査」の実施準備。(27日) 5 次官会議で「改編公文用語の手びき」の実施を、「官庁の用字・用語をやさしくすることについて」として申合せ。(31日) 6 国語学習効果の判定に関する協議会設置。(1日) 6 官庁用語を易しくするため、内閣に公用文改善協議会設置。(15日) 6 内閣、次官会議申合せ事項「官庁の用字・用語をやさしくすることについて」を各省庁に通達。

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和23 (1948)	12 国立国語研究所設置法，公布施行。文部省に国立国語研究所を設置。(所長事務取扱・文部次官井手成三，翌年1月31日に初代所長・西尾実就任。)(20日)	(21日) 7 「教育委員会法」公布。 7 文部省著作のローマ字教科書(小学校用・中学校用，いずれも訓令式・ヘボン式の2種類)刊行。 9 学術用語調査会を設置する趣旨発表。 10 「小学校1年の国語学習効果の判定」についての調査実施。(2日)
昭和24 (1949)	2 国立国語研究所創設委員会委員のうち，西尾実を除き，安藤正次ほか16名が評議員に就任。(4日) 3 文部省教科書局国語課編『国語調査沿革資料』刊行。 4 「当用漢字字体表」内閣告示・内閣訓令。(28日) 4 『日本人の読み書き能力』刊行。 5 国語審議会，中国の地名・人名を片仮名書きにする件について関係省庁，民間各方面の担当者を集めた懇談会を開催。(10日) 5 文部省設置法公布。調査普及局国語課設置。国語審議会の設置と設置目的を規定。これに伴い国語審議会改組。(31日) 6 ローマ字調査会廃止。(1日) 6 国語審議会，中国の地名・人名を片仮名書きにする件について朝日・毎日・読売・共同・放送協会の五社と懇談会開催。(30日) 7 国語審議会官制廃止。(5日) 7 国語改良連絡協議会規程(文部大臣裁定)制定。(20日) 7 国語審議会令，ローマ字調査審議会令公布。(20日) 7 国語審議会，「中国地名・人名の書き方の表」を可決し(30日)，文部大臣に建議。(8月1日) 9 「総合当用漢字表」初版刊行。(25日) 11 国語審議会改組後第1回総会。 11 「ローマ字調査審議会委員及び臨時委員候補者推薦方法」文部省告示。(30日)	1 「学術用語調査会規程」(文部省訓令)制定。(5日) 2 文部省著作ローマ字教科書2冊発行。 2 文部省，「教科用図書検定基準」告示。(9日) 3 総理庁・文部省編修『改編公用文の手びき』刊行。(10日) 3 公用文改善協議会，公用文改善についての審議結果を「公用文改善協議会報告」としてまとめ，内閣総理大臣に報告。(16日) 3 文部省著作ローマ字教科書6冊発行。 3 『当用漢字現代かなづかいに関する文献目録』刊行。 4 公用文改善協議会報告の第一部「公用文の改善」の実施が次官会議の了解事項(4日)，閣議の了解事項(5日)となった。その後，『公用文の書き方』として印刷，各省庁に配布。 4 「学術用語の整理方針」決定。(8日) 4 小学校で文部省検定済

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和24 (1949)	12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日)	み国語教科書の使用を開始。 8 「文部省文書処理規程」制定。(17日) 9 「文部省文書処理規程」により公文書の左横書き実施。(1日) 10 「ローマ字教育の効果測定に関する調査報告」印刷。
昭和25 (1950)	1 国語審議会に「国語問題白書(仮称)」「話しことば」「敬語」「公用文・法律用語」「漢字」の各部会を設置。(30日) 3 ローマ字調査審議会，「改訂ローマ字教育の指針」を議決，文部大臣に建議。(1日) 3 『中国地名の書き方の表』刊行。(31日) 4 国語審議会令公布。国語審議会とローマ字調査審議会を整理統合。(17日) 5 国語審議会のローマ字調査分科審議会に「ローマ字のつづり方」と「分ち書き」の二部会設置。(6日) 6 国語審議会，「国語問題要領」(国語白書)を可決，文部大臣に報告。(12日) 10 国語審議会，公用文・法律用語部会の「法令の用字用語の改善について」を総会で可決(30日)，文部大臣・法務総裁に建議。(11月7日) 12 『国語の書き表し方』刊行。(5日) 12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日) 12 文部省，国語シリーズ1『やさしい新聞文章』刊行。以後，同シリーズは67(昭和47年刊)まで刊行。 ▽国語教育研究協議会を全国8か所で開催。(以後，毎年度開催。)	1 『標準字体の手びき』刊行。 3 「文部省公文書の書式」決定。(14日) 3 『改訂ローマ字教育の指針』刊行。(20日) 4 「ローマ字教育の指針」を具体化するため，文部省に「ローマ字に関する学習指導要領編修協議会」設置。(10日) 6 「文部省電信用語符号表」制定実施。(15日) 6 『公文書の書式』刊行。(20日) 8 文部省，第2次訪日アメリカ教育使節団に報告書「日本における教育改革の進展」を提出。 8 『改訂ローマ字教育の指針解説』刊行。(15日) 9 文部省調査普及局国語課編『文部省刊行物表記の基準』刊行。(20日) 9 第2次訪日アメリカ教育使節団が，連合国最高司令部に報告書(ローマ字教育その他を含む)を提出。(22日) 11 『国語の書き表し方』(「文部省刊行物・表記の基準」の市販品)刊行。

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和26 (1951)	<p>3 国語審議会に固有名詞部会設置。(9日)</p> <p>4 日本人の読み書き能力調査(昭和23年8月)の報告書『日本人の読み書き能力』(東大出版部)刊行。</p> <p>5 「国語審議会令」一部改正。(任期3年を2年に。)(8日)</p> <p>5 国語審議会，固有名詞部会の審議してきた「人名用漢字別表」(92字)を総会で可決，「人名漢字に関する建議」として文部大臣・法務総裁に建議。また，「人名用漢字別表」の建議に当たり，「人名用漢字に関する声明書」を發表。(14日)</p> <p>7 「国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程」公布。(5日)</p> <p>8 「総合当用漢字表(増訂版)」刊行。(5日)</p> <p>8 「漢字習得に関する調査報告」刊行。(25日)</p> <p>10 国語審議会，「公用文改善の趣旨徹底について」，「公用文の左横書きについて」を可決(23日)。前者を内閣総理大臣・文部大臣に，後者を内閣総理大臣に建議(30日)。</p>	<p>2 「義務教育における漢字習得に関する調査」実施。</p> <p>3 「戸籍法改正法案」，衆議院通過。(30日)</p> <p>3 『ローマ字教育実験学級調査報告』刊行。(31日)</p> <p>5 参議院法務委員会，文部委員会と連合で人名用漢字について参考人から意見聴取。(22日)</p> <p>5 「人名用漢字別表」(92字)内閣訓令・告示。(25日)</p> <p>5 「戸籍法施行規則」改正。常用平易な文字の範囲に「人名用漢字別表に掲げる漢字」を追加。(25日)</p> <p>6 ローマ字教育実験学級を指導するため，文部省に「文部省ローマ字教育実験調査研究会」を設置。(25日)</p> <p>7 『学習指導要領一般編(試案)改訂版』刊行。(10日)</p> <p>9 文部省，ローマ字教育実験学級を設け，調査研究することを決定。(1日)</p> <p>10 『中学校・高等学校学習指導要領国語科編(試案)』発行。(1日)</p> <p>11 次官会議で，「公用文の改善の趣旨徹底について」，「公用文作成の要領」の実施を申し合わせ。(1日)</p> <p>12 『小学校学習指導要領国語科編(試案)一昭和26年度改訂版』刊行(習得すべき漢字数を含む国語能力表を記載)。</p>

	国 語 施 策 関 係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和27 (1952)	<p>3 「漢字部会報告」「話しことば部会報告」を総会に報告。(10日) ローマ字調査分科審議会のつづり方部会が「ローマ字のつづり方」を，分ち書き部会が「ローマ字文の分ち書きのしかた」を総会に報告。(10日)</p> <p>3 文部省編「国語審議会の記録」刊行。(31日)</p> <p>4 国語審議会，敬語部会の審議してきた「これからの敬語」を可決，文部大臣に建議。(14日)</p> <p>4 国語審議会ローマ字教育部会，「国語教育におけるローマ字の取扱について」を総会に報告。(14日)</p> <p>5 『これからの敬語』刊行。(10日)</p> <p>6 改組第1期国語審議会の記録，文部省編「国語審議会報告書」として刊行。以後，各期ごとに「国語審議会報告書」刊行。</p> <p>6 国語審議会に「漢字」「表記」「標準語」「公用文」「術語」「固有名詞」の6部会が設けられた。(30日)</p> <p>7 文部省組織規定改正。調査局国語課設置。(31日)</p> <p>8 国語審議会令改正(委員70名を50名に。)(8日)</p> <p>8 文部省組織令公布。国語課所掌事務に日本語教育が加わる。</p> <p>12 国語審議会専門調査員4名発令。(1日)</p>	<p>3 漢字学習指導研究会設置。</p> <p>3 『昭和27年度ローマ字教育実験学級指導試案そのI』刊行。(31日)</p> <p>4 国語審議会の建議(昭26.10.30)に基づく「公用文改善の趣旨徹底について」として内閣官房長官から各省事務次官に通知。(4日)</p> <p>4 「公用文作成の要領」内閣官房長官依命通知。(4日)</p> <p>5 『児童生徒の漢字を書く能力とその基準』刊行。</p> <p>6 『ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和26年度)』刊行。(2日)</p> <p>6 『昭和27年度ローマ字教育実験学級指導試案そのII』刊行。(12日)</p> <p>7 学習漢字学年別配当表第1次試案作成。(16日)</p> <p>7 学術用語分科審議会，外国語・外来語の表記等について「学術用語の表記について(依頼)」として国語審議会に照会。(17日)</p> <p>10 「教科用図書検定基準」文部省告示。(30日)</p> <p>12 国語審議会が，外国語・外来語の表記等について学術用語分科審議会から照会されていた件についての審議結果を総会で議決，「学術用語の表記について」として回答し，文部大臣に報告。(18日)</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和28 (1953)	<p>1 文部省内国語問題研究会会則制定。(29日)</p> <p>3 国語審議会，ローマ字調査分科審議会の審議してきた「ローマ字のつづり方」(訓令式を第一表とし，その他を第二表とするもの)を総会で可決，「ローマ字つづり方の単一化について」として文部大臣に建議。(12日)</p> <p>8 国語問題懇談会開催。国語問題について関係者が意見を聞く。</p> <p>10 国語審議会，固有名詞部会の審議してきた「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」を可決，内閣総理大臣に建議，文部大臣に報告。(8日)</p>	<p>2 「昭和28年度ローマ字教育実験学級指導試案」刊行。(1日)</p> <p>3 文部省用字用語改善研究会設置。(26日)</p> <p>5 「文部省あて公文書の書式」実施。(2日)</p> <p>6 『ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和27年度)』刊行。</p> <p>8 教育課程審議会，「小中学校のローマ字学習に関する答申」(国語審議会の建議に従う)を決議，文部大臣に答申。(4日)</p> <p>8 「小中学校のローマ字学習について」が文部省初等中等教育局長・調査局長から各都道府県教育委員会等に通達。(31日)</p> <p>10 「ローマ字つづり方の単一化について」を各省庁で照会。(5日)</p> <p>11 「教科用図書検定基準」改正。(3日)</p> <p>11 「文部省用字用語例」及び「文部省電話のかけ方」を文部省用字用語改善協議会で決定。(4日)</p> <p>11 『文部省あて公文書の書式』刊行。(5日)</p>
昭和29 (1954)	<p>3 国語審議会，「法令用語改正例」可決。「法令用語改善について」として内閣総理大臣に建議し，文部大臣に報告。国語審議会各部会等が，「ローマ字教育について」「ローマ字のわかち書きについて」「標準語のために」「当用漢字表審議報告」「外来語の表記について」を総会に報告，文部大臣に報告。(15日)</p> <p>4 「当用漢字表の補正資料について」を新聞で採用。(1日)</p> <p>10 国立国語研究所，神田一ツ橋に移転(一</p>	<p>3 学術用語分科審議会の審議してきた数学編他四編の『学術用語集』刊行。</p> <p>3 国語審議会報告「当用漢字表補正資料」(昭29.3.15)に伴って，「当用漢字表の補正資料について」が文部省調査局長から各学校長等に通知(20日)</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和29 (1954)	<p>橋大学所有の建物を借用)。(1日)</p> <p>11 国語審議会に, 表記の問題を扱う第一部会と話しことばの問題を扱う第二部会設置。(1日)</p> <p>12 「ローマ字のつづり方」内閣告示・内閣訓令。「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」(昭12.9.21内閣訓令)廃止。(9日)</p>	<p>4 学術奨励審議会の学術用語を文部大臣に建議(25日)</p> <p>5 読み書き能力調査懇談会設置。</p> <p>7 文部省編『中学校・高等学校学習指導書・国語科編』刊行。(1日)</p> <p>7 次官会議で「専門用語の統一について」が申し合わせ事項決定。(8日)</p> <p>7 『ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和28年度)』刊行。</p> <p>9 読み書き能力調査準備調査開始。</p> <p>10 国語審議会建議「法令用語改正例」(昭29.3.15)の実施が次官会議の申し合わせ事項決定, 「法令用語の改善について」として内閣官房長官から各省事務次官に通知。(7日)</p> <p>11 内閣法制局が内閣通知「法令用語改正例」の実施に当たって「法令用語改正要領」を作成し, 法制局次長から各省事務次官に通知。(25日)</p> <p>12 中央教育審議会, 「かなの教え方について」を文部大臣に答申。(20日)</p> <p>▽文部省, 国費外国人留学生招致を開始。</p>
昭和30 (1955)	<p>2 中央教育審議会からの答申に基づき, 文部大臣が「かなの教え方について」を国語審議会に審議依頼。(4日)</p> <p>7 国語審議会, 「かなの教え方について」を可決し, 文部大臣に報告。(12日)</p>	<p>1 読み書き能力調査本調査開始。</p> <p>2 文部省編『小学校学習指導書・国語科編』刊行。(20日)</p> <p>8 漢字配当表(案)について関係官の第1回懇談会。(18日)</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和31 (1956)	<p>2 国語審議会に正書法小委員会設置。(23日)</p> <p>7 国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程改正。(3日)</p> <p>7 国語審議会，「話しことばの改善について」を可決，文部大臣に建議。「正書法について」「同音の漢字による書きかえ」について」「国語教育におけるローマ字教育について」を可決，文部大臣に報告。(5日)</p>	<p>2 「教育漢字学年別配当表」の成案を調査局長から初中局長へ通知。(9日)</p> <p>3 「公文書の書式と文例」刊行。(31日)</p> <p>4 「文部省公文書の書式と文例」を事務次官名で文部省管下に通達。(5日)</p> <p>5 教育審議会，「教育漢字学年配当」「かなの教え方について」を議決し，文部大臣に答申。(7日)</p>
昭和32 (1957)	<p>1 国語審議会に「正書法」「話しことば」の二部会を設置。(21日)</p>	<p>1 「中学生・高校生の漢字を読む力の調査」を実施。</p> <p>1 学習基準語調査懇談会設置。(13日)</p> <p>7 『教育漢字の学年配当』(漢字学習指導実験調査報告)刊行。(20日)</p> <p>7 教育漢字学年別配当最終案発表。(23日)</p> <p>9 学習語調査協議会設置。(25日)</p> <p>12 教育課程審議会第12回初等教育課程分科審議会(漢字，ローマ字について審議)。(21日)</p>
昭和33 (1958)	<p>4 言語政策を話し合う会発足。(10日)</p> <p>11 国語審議会，「送りがなのつけ方」を可決，文部大臣に建議。(18日)</p> <p>11 「あらたまってものを言う場合にも出る方言」を総会に報告。(18日)</p> <p>11 国語審議会のローマ字調査分科審議会，「ローマ字調査分科審議会報告」を総会に報告。(18日)</p>	<p>3 『ローマ字教育実験調査報告書(第1部，第2部)』刊行。</p> <p>3 教育課程審議会における国語科について答申。(15日)</p> <p>3 文部省編「筆順指導の手びき」刊行。</p> <p>8 教科書体(筆者体)活字の字体を定めた「小学校用教科書に使用される教科書体活字の字体につ</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和33 (1958)		<p>いて」が、文部省初等中等教育局から関係方面に通達。(21日)</p> <p>10 「小学校・中学校学習指導要領」文部省告示。第二章第一節「国語」に「学年別漢字配当表」記載(881字)。(1日)</p> <p>12 「教科用図書検定基準」文部省告示。(12日)</p> <p>12 『教科用図書検定基準内規』刊行。</p>
昭和34 (1959)	<p>2 文部省、『地名の呼び方と書き方《社会科手びき書》』刊行。</p> <p>4 国語審議会に、書き言葉を審議する第一部会、マスコミュニケーションを検討する第二部会のほか国語問題要領検討小委員会を設置。</p> <p>7 「送りがなのつけ方」、内閣告示・内閣訓令。(11日)</p> <p>11 国語問題協議会発足。(4日)</p>	<p>6 法務省民事局長、「戸籍の氏名欄に当用漢字表にかかげる文字等により氏名の記載がなされている場合における更正の申出について」を各法務局長に通知。本人の申出によって所定の手続を経て旧字体を新字体に改めることができるようになった。(4日)</p> <p>9 行政管理庁の左横書き実施状況調査が「公文書の左横書について」として次官会議に提出された。(7日)</p> <p>10 『中学生・高校生の漢字を読む力(漢字学習調査報告)』刊行。(20日)</p> <p>11 自治庁編「文書の左横書き実施要項」(昭35.1.1実施)発表。(21日)</p> <p>11 公用文作成の参考として「文部省公用文送りがな用例集」配布。</p> <p>11 『公文書の書式と文例(改訂版)』刊行。(30日)</p> <p>12 内閣法制局が内閣告示「送り仮名のつけ方」の実施要領について「法令用語の送りがなのつけ方」を作成し、各省庁に通知。(4日)</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和35 (1960)	7 国語審議会の第一部会，当用漢字補正資料を審議した結論「当用漢字補正資料の取り扱い」を総会に報告。(19日) ▽文部省，日本語教育懇談会を開催。	3 『小学校国語指導書』発行。(15日) 7 『小学校ローマ字指導資料』発行。(1日) 10 「高等学校学習指導要領」文部省告示。(5日) 12 学術用語分科審議会「学術用語審査基準」制定。(9日)
昭和36 (1961)	3 国語審議会各部会等が「地名・人名のかな書きについて」「法令の用語用字の改善について」(以上第一部会)，「語形の「ゆれ」について」(第二部会)，「ローマ字調査分科審議会報告」(ローマ字調査分科審議会)を総会に報告。(17日) 5 日本語教育懇談会準備会設置。(10日) 8 日本語教育懇談会発足。(3日)	3 『国民の読み書き能力調査(報告書)』刊行。(15日) 7 公式制度連絡調査会議発足。(28日)
昭和37 (1962)	3 国立国語研究所，北区稲付西山町(後の西が丘)に移転。(31日) 4 国語審議会令改正。建議機関から諮問機関に。委員70人以内を50人以内に。任命方法等の改正。(27日) 4 国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程廃止。(27日) 5 国語審議会に原理的な事柄を扱う第一部会，今までの審議結果を検討する第二部会，今後の具体的な事柄を扱う第三部会を設置。(28日) 12 国語審議会総会に，国語審議会の審議する「国語」を規定しこれを公表せよとの提案が提出された。(13日) 12 日本語教育研究会設置。(19日)	5 「住居表示に関する法律」公布，施行。(10日) 6 「外国人のための日本語教育学会」設立。(昭和52年3月から社団法人・日本語教育学会となる。)
昭和38 (1963)	4 文部省，日本語教育講習会を開催。 5 外国人のための辞典編集委員会設置。(10日) 10 国語審議会，「国語の改善について」を可決し，文部大臣に報告。(11日)	
昭和39 (1964)	3 国語審議会の総会に，国語の表記は漢字仮名交じりをもって正則とすることを公表せよとの提案が提出された。(13日) 3 文部省調査局，日本語教育資料『日本語教育のあり方』刊行。(31日)	4 文部省に留学生課設置。

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和40 (1965)	<p>7 日本語教育研修会（第1回）開催。</p> <p>12 国語審議会各部会，「当用漢字表の再検討について」「送りがなのつけ方の再検討について」（以上第一部会），「発音の「ゆれ」について」（第二部会）を総会に報告。（9日）</p> <p>12 国語審議会の総会が，国語の表記は漢字仮名交じりをもって正則とするという提案を取り上げ，これを当然のこととした。（9日）</p>	<p>9 昭和41年1月以降，郵便切手に「NIPPON」と国名を表示することの郵政省の決定を閣議で了承。（10日）</p> <p>12 国際協力事業団が青年海外協力隊として初めて日本語教師を海外（ラオス）に派遣。</p>
昭和41 (1966)	<p>3 『外国人のための漢字辞典』『外国人のための専門用語辞典』刊行。（31日）</p> <p>4 国語審議会令改正。（調査局を文化局に。）（30日）</p> <p>6 文部大臣，国語審議会に「国語施策の改善の具体策について」を諮問。（13日）</p> <p>11 国語審議会に漢字部会とかな部会設置。（11日）</p>	
昭和42 (1967)	<p>11 文部省文化局，外国人の日本語教育推進の基礎資料とするため，国内の日本語教育の実態調査を実施。以後，文化庁が引き継ぎ，毎年度実施。</p>	<p>10 文部省編『現行の国語表記の基準』刊行。</p>
昭和43 (1968)	<p>4 国語審議会に国語施策の問題点を整理するための小委員会設置。（15日）</p> <p>5 国語審議会の小委員会，「現行施策の性格および適用分野について」「国語施策の方法について」を総会に報告。（27日）</p> <p>5 国語審議会漢字部会，「当用漢字音訓表について」を，かな部会「送りがなのつけ方の問題点」を総会に報告。（27日）</p> <p>6 文部省設置法改正，外局として文化庁設置。第43条に文化庁の附属機関としての国語審議会の設置と設置目的を規定。国立国語研究所は文化庁所轄の機関となる。（15日）</p> <p>7 国語審議会に漢字部会，かな部会，一般問題小委員会設置。（29日）</p> <p>10 国語問題研究協議会を，全国四か所で開催。前年までの「国語教育研究協議会」を改称。以後「国語問題研究協議会」として毎年度開催。</p> <p>12 文化庁主催「国語施策に関する意見を聞く会」を大阪で開催。（7日）</p>	<p>7 小学校学習指導要領改訂。「学年別漢字配当表」に，「備考」漢字115字が添えられる。（11日）</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和44 (1969)	3 国語審議会、漢字教育の読み書き並行を改め、読み優先にするという意見について、総会で討論。(10日)	9 学術用語の審査に関する事項、学術奨励審議会学術用語分科会から学術審議会学術用語分科会に継承。(9日) 11 文化庁国語課監修『国語表記実務提要』(加除式)刊行。
昭和45 (1970)	5 国語審議会漢字部会試案「当用漢字改定音訓表(案)」,かな部会試案「改定送りがなのつけ方(案)」を承認し、公表。また、一般問題小委員会が審議経過を総会に報告。(27日) 7 国語審議会に漢字部会、かな部会、一般問題小委員会設置。(31日)	
昭和46 (1971)	3 文化庁、『外国人のための基本語用例辞典』刊行。 12 国語審議会の総会に漢字部会から「当用漢字改訂音訓表(案)」報告。総会はこれを答申の原案とすることを承認。(20日)	
昭和47 (1972)	5 国語審議会の総会にかな部会から「改定送りがなのつけ方(案)」報告。総会はこれを答申の原案とすることを承認。(24日) 6 国語審議会、「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」を可決、文部大臣に答申。国語審議会、「国語の教育の振興について」を議決、文部大臣に建議。国語審議会漢字部会が作成した「異字同訓」の漢字の用法」を当用漢字改訂音訓表の審議資料として総会で配布。(28日)	1 国際協力事業団、海外移住者子女のための日本語教員派遣を開始。 10 国際交流基金設立。
昭和48 (1973)	1 国語審議会に問題点整理委員会設置。(25日) 6 「当用漢字音訓表」「送り仮名の付け方」内閣告示・内閣訓令。(18日) 10 国語審議会の問題点整理委員会、「漢字表の具体的検討のための基本的方針(案)」を総会に提出。(26日)	6 当用漢字音訓表と送り仮名の付け方の改定に伴い、「日本工業規格」改定。(1日) 6 事務次官等会議で「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」が申し合わせ事項決定。(18日) 6 「公用文における当用

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和48 (1973)		<p>漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」が、「[当用漢字音訓表]及び「送り仮名の付け方」に関する内閣告示・内閣訓令並びに公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」として、内閣官房長官から各省事務次官に通知。(18日)</p> <p>6 「学校教育における「当用漢字音訓表」及び「送り仮名の付け方」の取扱いについて」が、文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会等に通知。(18日)</p> <p>6 当用漢字音訓表と送り仮名の付け方の改定に伴い、学術奨励審議会の「学術用語審査基準」改定。(18日)</p> <p>9 当用漢字音訓表と送り仮名の付け方の改定に伴い、「文部省用字用語例」改定。</p> <p>10 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」が、内閣法制局次長から各省庁に通知。(3日)</p> <p>10 「[公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について]の具体的な取扱い方針について」,文化庁文化部長から各省庁に通知。(9日)</p> <p>10 送り仮名の付け方の改定に伴い、「文部省公用文送り仮名用例集」改定。(10日)</p>
昭和49 (1974)	1 国語審議会に漢字表委員会設置。(25日)	1 「学術用語集」に用いてきたローマ字のつづり

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和49 (1974)	<p>3 文化庁、ことばシリーズ1『敬語』を刊行。以後、毎年刊行。平成7年からは「新ことばシリーズ」となる。</p> <p>4 国立国語研究所に日本語教育部設置。(1日)</p> <p>9 国語審議会の漢字表委員会が「選定の方針に関する具体的観点」をまとめた経緯を、問題点整理委員会が「字体表審議の問題点アンケート」をまとめた経緯と結果を、総会に報告。</p> <p>11 国語審議会、「第11期国語審議会審議経過報告」を総会で審議し、文部大臣に報告。(8日)</p>	<p>方を「ローマ字による学術用語の書き表し方」として発表。</p> <p>5 国際交流基金、「海外日本語教育機関調査」を実施。(～50年3月)以後、2～5年おきに実施。</p> <p>7 文化庁編『公用文の書き表し方の基準』刊行。</p> <p>9 文化庁編『改定・現行の国語表記の基準』刊行。</p>
昭和50 (1975)	<p>2 文化庁、中国における文字改革等の国語施策を調査するため、調査団を派遣。(2月26日～3月7日)</p> <p>3 国語審議会に漢字表委員会と問題点整理委員会設置。</p> <p>6 文化庁派遣中国文字改革等調査団、報告書を提出。</p> <p>11 文化庁、韓国における国語施策を調査するため、調査団を派遣。(11月16日～25日)</p>	<p>2 「[法令における当用漢字の音調使用及び送り仮名の付け方]の二に例示された語以外の語であって、内閣提出法律案及び政令において、いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について」が内閣法制局長官総務室から各省庁に連絡。(13日)</p> <p>4 「公用文における送り仮名の付け方の具体的な取扱いについて」が文化庁文化部長から各省庁の文書担当課長に通知。(4日)</p>
昭和51 (1976)	<p>3 日本語教育推進対策調査会「日本語教員に必要な資質・能力とその向上策について」報告。(31日)</p> <p>3 文化庁、第一回日本語教育研究協議会を開催。</p> <p>7 国語審議会が「人名用漢字の追加について」を文化庁長官に回答。 法務省の人名用漢字問題懇談会の審議してきた「人名用漢字追加表」(28字)が国語審議会に提出され、総会で審議の結果、了承の方向で処理することに意見が一致(2日)、文化庁長官に報告。(9日)</p> <p>10 国立国語研究所日本語教育部、日本語教育センターに改編。(1日)</p>	<p>7 「人名用漢字追加表」内閣告示・内閣訓令。28字を追加。(30日)</p> <p>7 戸籍法施行規則が改正。常用平易な文字の範囲に「人名用漢字追加表に掲げる漢字」を追加。(30日)</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和52 (1977)	1 国語審議会，「新漢字表試案」を了承，文部大臣に報告。(21日) 7 文化庁，フランスにおける国語施策を調査するため，調査団を派遣。(5日～14日) 8 総理府，国語に関する世論調査実施。	7 「小学校学習指導要領」改訂。「学年別漢字配当表」，996字となった。また，学年別漢字配当表の漢字が標準字体で示された。(23日)
昭和53 (1978)		1 JIS漢字規格制定。(第1次規格) 11 教科書研究センター，「地名の呼び方と書き方」(昭33，文部省)の改定について審議してきた結果を『地名表記の手引』として刊行。
昭和54 (1979)	3 日本語教育推進対策調査会「日本語教育の内容・方法の整備充実に関する調査研究について」報告。(19日) 3 国語審議会，「常用漢字表案」を了承，中間答申として文部大臣に報告。(30日) 4 国費による日本語・日本文化研修留学制度開始。(1日)	
昭和55 (1980)	▽文化庁がビデオテープシリーズ「美しく豊かな言葉をめざして」作成。以後，平成12年度まで毎年度作成。	9 国際交流基金，北京語言学院に日本語研修センターを開所。(昭和60年9月に，北京日本学研究中心となる。)
昭和56 (1981)	3 国語審議会，「常用漢字表」を可決し，文部大臣に答申。(23日) 10 「常用漢字表」内閣告示・内閣訓令。(1日)	8 教育用漢字調査研究協力者会議「常用漢字表の制定に伴う学校教育における漢字指導の在り方について」報告。(31日) 10 常用漢字表の告示に伴う「学習指導要領」一部改訂告示。(1日) 10 「戸籍法施行規則」改正。常用漢字表の告示に伴い，人名用漢字を8字削除，54字追加。(1日) 10 日本新聞協会新聞用語懇談会，新聞で使用する漢字について，常用漢字のうち「謁，虞，箇，且，遵」など11字の不使

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和56 (1981)		用と，表外漢字「亀，舷，痕，挫，哨，狙」，表外の字音「個（カ）」の使用を決定。
昭和57 (1982)	7 国語審議会に仮名遣い委員会設置。(16日)	
昭和58 (1983)	12 文部省設置法改正。国語審議会の設置を規定した第43条を削除。国語審議会の設置等は文部省組織令へ。	9 JIS漢字規格改正。常用漢字表外の漢字の一部に略字体を採用。(第2次規格)
昭和59 (1984)	2 国語審議会仮名遣い委員会，審議経過を総会に報告。(28日) 6 文部省組織令改正，国語審議会の設置とその所掌事務を規定。	
昭和60 (1985)	2 国語審議会仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い(案)」を総会に報告。(20日) 5 文部省の「日本語教育施策の推進に関する調査研究会」が「日本語教員の養成等について」を報告。	
昭和61 (1986)	3 国語審議会，「改定現代仮名遣い」を可決，文部大臣に答申。(6日) 7 「現代仮名遣い」内閣告示・内閣訓令。(1日)	
昭和62 (1987)	3 国語審議会に外来語表記委員会設置。(10日) 4 日本語教員検定制度に関する調査研究会，日本語教員検定の具体的方策に関する報告書まとめる。	
昭和63 (1988)	12 国語審議会外来語表記委員会，審議経過を総会に報告。(8日) 12 日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議，日本語教育施設の運営基準を設定。(23日)	1 日本国際教育協会，第1回日本語教育能力検定試験を実施。(31日)
平成元 (1989)		3 「小学校学習指導要領」改訂。「学年別漢字配当表」が1006字となる。(15日) 5 日本語教育振興協会設立。(9日) 7 国際交流基金日本語国際センター設立。

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
平成 2 (1990)	<p>3 国語審議会外来語表記委員会試案「外来語の表記（案）」を総会に報告。（1日）</p> <p>3 日本語教育施設の審査・認定事業を認定・告示。（30日）</p>	<p>3 「戸籍法施行規則」改正。人名用漢字別表に118字追加。（1日）</p> <p>10 JIS漢字規格（補助漢字）制定。</p>
平成 3 (1991)	<p>2 国語審議会，『外来語の表記』を可決し，文部大臣に答申。（7日）</p> <p>6 『外来語の表記』内閣告示・内閣訓令。（28日）</p> <p>12 国語審議会に問題点整理委員会設置。（5日）</p>	
平成 4 (1992)	<p>6 総理府，国語に関する世論調査を実施。</p> <p>6 国語審議会，「現代の国語をめぐる諸問題について（審議経過報告）」を文部大臣に報告。（18日）</p>	
平成 5 (1993)	<p>6 国語審議会，「現代の国語をめぐる諸問題について（報告）」を文部大臣に報告。（8日）</p> <p>7 文部省の「日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議」が「日本語教育推進施策について－日本語の国際化に向けて－」を文部事務次官に報告。</p> <p>10 文化庁，国語施策懇談会を開催。平成5・6年度は全国4か所で，7年度以降は東京で開催。（10～11月）</p> <p>11 文部大臣，国語審議会に「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」を諮問。（24日）</p>	<p>5 国際統一文字コード「国際符号化文字集合（UCS）」制定。</p>
平成 6 (1994)	<p>1 国語審議会に，「言葉遣いに関すること」を検討する第1委員会，「情報化・国際社会への対応に関すること」を検討する第2委員会を設置。（18日）</p> <p>7 文化庁，第1回「これからの日本語教育を考えるシンポジウム」を開催。（7年度から日本語教育大会に吸収。）</p> <p>▽文化庁が地域日本語教育推進事業を開始。モデル地域として太田市，川崎市を指定。</p>	
平成 7 (1995)	<p>3 文化庁，『言葉に関する問答集 総集編』刊行。（31日）</p> <p>文化庁「ことばシリーズ」は，この年から「新ことばシリーズ」として刊行。</p> <p>4 文化庁，国語に関する世論調査実施。</p>	<p>1 国際符号化文字集合（UCS）のJIS規格制定。</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
平成7 (1995)	<p>(以後，毎年度実施。)</p> <p>7 文化庁，日本語教育大会を東京・大阪で開催。以後，同大会を毎年度開催。(7～8月)</p> <p>11 国語審議会，「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に報告。(8日)</p>	
平成8 (1996)	<p>7 文化庁，「『これからの日本語教育を考える』衛星通信シンポジウム」(第1回)を実施。</p> <p>9 国語審議会に第1委員会，第2委員会設置。(17日)</p> <p>12 第1委員会では「敬語を中心とする言葉遣いに関する問題」，第2委員会では「主としてワープロ等における漢字の字体の問題」を扱うことを総会で決定。(10日)</p>	
平成9 (1997)	<p>1 国立国語研究所が中心となって，国際比較調査「日本語親国際センサス」を世界28か国・地域で実施。(～10年8月)</p> <p>5 国語審議会第2委員会に字体小委員会設置。(12日)</p> <p>10 文化庁，国語審議会の審議の参考資料として「字体・字形差一覧」を作成。</p> <p>11 国語審議会第1委員会に敬語小委員会設置。(27日)</p> <p>11 文化庁，国語審議会の審議の参考資料として「漢字出現頻度数調査」を作成。</p>	<p>1 国際交流基金関西国際センター設立。</p> <p>12 戸籍法施行規則改正。人名用漢字別表に「疏」を追加。(3日)</p>
平成10 (1998)	<p>6 国語審議会，「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に報告。(24日)</p>	<p>4 国際交流基金，「海外教育機関調査」を実施。(海外の教育機関における日本語学習者が210万人に達した。)</p> <p>12 「小学校学習指導要領」改訂。「学年別漢字配当表」の1006字につき，書くことは配当の次学年まで掛けて習得させることとする。(14日)</p>
平成11 (1999)	<p>2 国語審議会に第1委員会，第2委員会，第3委員会設置。(19日)</p> <p>3 文化庁の「今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議」が「今後の</p>	

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
平成11 (1999)	<p>日本語教育施策の推進について一日本語教育の新たな展開を目指して一」を文化庁長官に報告。</p> <p>7 国語審議会第1委員会に敬語小委員会設置。(12日)</p> <p>9 文化庁，国語審議会の審議の参考資料として「明朝体活字字形一覧(上・下)」を作成。</p> <p>10 国語審議会第2委員会に字体小委員会設置。(20日)</p> <p>▽11年度から，「新「ことば」シリーズ」は，国立国語研究所が編集・発行を行うこととなった。</p>	
平成12 (2000)	<p>3 文化庁の「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が「日本語教育のための教員養成について」を報告。</p> <p>3 文化庁，国語審議会の審議の参考資料として「漢字出現頻度数調査②」を作成。</p> <p>3 国立国語研究所，国語審議会の審議の参考資料として「「国語に関する世論調査」問題別分析報告書」を作成。</p> <p>5 国立国語研究所，国語審議会の審議の参考資料として「白書・広報紙等における外来語の実態」を作成。</p> <p>9 国語審議会の3委員会試案についてパブリックコメント(一般からの意見募集)を実施。(～11月)</p> <p>12 国語審議会，「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」「国際社会に対応する日本語の在り方」を可決し，文部大臣に答申。(8日)</p>	<p>1 JIS拡張漢字規格(第3・第4水準)制定。</p> <p>12 文化庁，「外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)」を関係各機関に送付。(26日)</p>
平成13 (2001)	<p>1 中央省庁等の改革に伴い，文部省は文部科学省となり，国語審議会は廃止され，文化審議会が発足。(6日)</p> <p>3 文化庁長官の提唱で「美しい日本語について語る会」発足。(～平成14年3月)</p> <p>4 国立国語研究所，独立行政法人となる。(1日)</p> <p>4 文部科学大臣，文化審議会に「文化を大切に社会の構築について」を諮問。(16日)</p> <p>4 国語審議会答申説明会を仙台・福岡・大阪で開催。(4～6月)</p>	<p>11 日本新聞協会新聞用語懇談会，新聞で使用する漢字について，表外漢字「闇，鍋，牙，瓦」など39字の使用を決定，また，表外の訓「証(あかす)」「粹(いき)」など10字訓の使用を決定。</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
平成13 (2001)	<p>9 文化庁が、「言葉」について考える一親と子のためのワークショップ」・「公開シンポジウム「心と心を結ぶ言葉」を東京で実施。平成13年度中に、ワークショップを徳島市・岡山県矢掛町・札幌市・桶川市・上越市で実施。</p> <p>▽13年度から、文化庁のビデオテープシリーズを受け継ぎ、国立国語研究所が「ことばビデオ」シリーズを作成。</p>	
平成14 (2002)	<p>1 国語審議会答申説明会を札幌で開催。</p> <p>1 文化審議会、中間まとめを文部科学大臣に提出。国語の重要性に言及。(24日)</p> <p>2 文部科学大臣、文化審議会に「これからの時代に求められる国語力について」を諮問。(20日)</p> <p>3 文化審議会国語分科会、「これからの時代に求められる国語力について」の検討を開始。(27日)</p> <p>4 文化審議会、「文化を大切に作る社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」を答申。文化の基盤として国語を重視。(24日)</p> <p>5 文化庁、国語施策情報システムの運用を開始。(14日)</p> <p>美しい日本語について語る会編『美しい日本語のすすめ』刊行。(27日)</p> <p>8 国立国語研究所に、分かりにくい外来語の言い換えを検討する「外来語」委員会設置。(7日)</p> <p>10 「言葉」について考える一親と子のためのワークショップ」を福岡県小郡市・山形県飯豊町・和歌山市で実施。平成14年度中に、尾道市・長崎市・松山市・三原市・伊勢市・静岡市・東京都目黒区・滋賀県永源寺町・上越市で実施。</p> <p>12 文化庁、「片仮名語の定着度調査」を実施。平成15年2月までに150語を調査。</p> <p>12 国立国語研究所「外来語」委員会、「分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いについての提案(中間発表)一外来語言い換え提案一」を発表。(25日)</p>	<p>5 文化庁、「外来語・外国語の取扱いについて(依頼)」を各省庁等文書事務担当課長に送付。(17日)</p>
平成15 (2003)	<p>1 文化審議会国語分科会、「これからの時代に求められる国語力について(審議経過</p>	<p>6 各府省文書課長等会議で「外来語・外国語につ</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
平成15 (2003)	<p>の概要)」を文化審議会総会に報告。(29日)</p> <p>3 文化審議会国語分科会に読書活動等小委員会、国語教育等小委員会を設置。(10日)</p> <p>4 国立国語研究所「外来語」委員会が、「第1回「外来語」言い換え提案一分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案—(最終発表)」を発表。(25日)</p> <p>8 国立国語研究所「外来語」委員会、「第2回「外来語」言い換え提案一分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案(中間発表)—」を発表。(5日)</p> <p>8 「言葉について考える体験事業」を愛知県御津町、福岡県小郡市で実施。(前年度までの「言葉」について考える一親と子のためのワークショップ—」を改称。)平成15年度中に、北海道追分町・長崎市・岩手県花泉町・秋田県雄和町・白杵市・徳島市・松山市・伊勢市・島根県宍戸町・三原市・小田原市・茂原市・宇都宮市・東京都目黒区・山口県和木町・橋本市・山形県飯豊町で実施。</p> <p>9 文化審議会国語分科会の読書活動等小委員会、国語教育等小委員会が国語分科会総会に各小委員会の意見のまとめを報告。(9日)</p> <p>11 国立国語研究所「外来語」委員会、「第2回「外来語」言い換え提案一分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案(最終発表)—」を発表。(13日)</p> <p>12 国語分科会報告案「これからの時代に求められる国語力」について一般からの意見募集を実施。(2日～15日)</p>	<p>いて」申合せ事項決定。(6日)</p> <p>6 副大臣会議で、国民向けに作成される各種文書での外来語の使用に関して申合せ。(12日)</p>
平成16 (2004)	<p>1 文化審議会国語分科会、「これからの時代に求められる国語力について」報告案を可決。(14日)</p> <p>2 文化審議会総会で国語分科会報告の「これからの時代に求められる国語力について」を可決し、文部大臣に答申。(3日)</p> <p>6 文化審議会(国語分科会)答申説明会を</p>	<p>2 JIS漢字コード表改定。168字についてJISの例示字体を「表外漢字字体表」の印刷標準字体に変更。(20日)</p> <p>2 人名用漢字別表に「曾」を追加。(23日)</p>

Ⅲ 昭和二十一年以降

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
平成16 (2004)	<p>仙台（3日）・大阪（4日）・福岡（30日）で開催。</p> <p>6 国立国語研究所「外来語」委員会、「第3回「外来語」言い換え提案—分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案（中間発表）—」を発表。（29日）</p> <p>10 「「言葉」について考える体験事業」を滋賀県長浜市，山形県酒田市，京都府長岡京市，石川県小松市，福島県会津本郷町，宮城県仙台市，神奈川県小田原市，で実施。平成16年度中に，北海道滝上町，広島県福山市，愛知県御津町，白杵市，香川県高瀬町，大阪市，各務原市，岡山市，山口県和木町で実施。</p> <p>10 国立国語研究所「外来語」委員会が、「第3回「外来語」言い換え提案—「分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いについての提案（最終発表）—」を発表。（8日）</p>	<p>6 人名用漢字別表に「獅」を追加。（7日）</p> <p>7 人名用漢字別表に「毘」「瀧」「駕」を追加。（12日）</p> <p>9 人名用漢字別表に488字を追加，また，それまで許容字体とされていた205字も新たに人名用漢字に加えられ，計983字となる。（27日）</p>
平成17 (2005)	<p>1 国立国語研究所，立川市緑町に移転。（1日）</p> <p>2 文化審議会国語分科会，「国語分科会で今後取り組むべき課題について」を文化審議会に報告。（2日）</p> <p>3 文部科学大臣，文化審議会に「敬語に関する具体的な指針作り」及び「情報化時代に対応する漢字政策の在り方」を諮問。（30日）</p>	